

## ◇ 面会交流の調停を申し立てる方へ ◇

### 1 手続きの概要

面会交流とは、離婚後又は別居中に子どもを養育・監護していない方の親が子どもと面会等を行うことです。面会交流の具体的な内容な方法については、まずは父母が話し合って決めることとなりますが、話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所に調停又は審判の申立てをして、面会交遊に関する取り決めを求めることができます。調停手続を利用する場合には、子の監護に関する処分(面会交流)調停事件として申立てをします。

この手続きは、離婚前であっても、両親が別居中で子どもとの面会交流についての話し合いがまとまらない場合にも、利用することができます。

子どもとの面会交流は、子どもの健全な成長を助けるようなものである必要があるため、調停手続では、子どもの年齢、性別、性格、就学の有無、生活のリズム、生活環境等を考えて、子どもに精神的な負担をかけることのないように十分配慮して、子どもの意向を尊重した取決めができるように、話し合いが進められます。また、面会交流の取決めの際には、面会等を行う際に父母が注意する必要がある事項について裁判所側から助言したりします。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

### 2 申立てできる方

父または母

### 3 申立先

相手方の住所地(実際に住んでいる住所)の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

### 4 申立てに当たり提出をお願いするものは、次のとおりです。

**必ず「申立書提出前のチェックシート」でチェックしてから提出してください。**

(申立書提出の際、□のチェック欄を利用し、必要なものが揃っているかどうかご確認ください。)

- 下記の5に記載の書類
- 未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通
- 収入印紙 未成年者1人につき1,200円分
- 郵便切手 140円×1枚、100円×2枚、84円×6枚、50円×2枚、20円×4枚、10円×4枚、5円×2枚、2円×4枚 (1,082円分)

◎ 審理のために必要な場合は、書類や郵便切手の追加提出をお願いすることがあります。

収入印紙と郵便切手は裁判所では売っていませんので、あらかじめ郵便局等でお買い求めください。



### 5 申立てする方が記入して提出する書類

1	申立書	裁判所から、申立ての内容を知らせるため、写しを相手方に送付します。提出の際には、相手方への送付用として申立書のコピーも提出してください。
		相手方の住所は相手方が <u>実際に住んでおられる住所</u> を記載してください。 申立人の住所を相手方に知られると、生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある場合は、申立書には相手方に知られてもよい場所(同居中の住所など)を記載することができます。
2	事情説明書	申立てに至った事情などを記載してください。 相手方から申請があれば、原則として相手方に見せたり、コピーをとらせたりします。その前提で、書くことができる範囲で記入してください。
3	送達場所等の届出書	裁判所から申立人に書類を送付する場所を記載してください(申立書の記載と別の住所にすることも可能です。)
		相手方に知られることで生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障があるような場所はできるだけ避けてください。
4	進行連絡メモ	調停の進行に関して、参考にするものです。
		特別な事情がない限り非開示とします。

### 6 申立てする方に読んでおいてほしい書類

1	裁判所に書面を提出される方へ	裁判所に書面を提出する場合の注意書です。 提出された書類は、相手方から申請があれば原則として相手方に見せたりコピーをとらせたりします。提出される書類で、相手方に知られると生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報は、 <b>ご自身でその部分を黒塗りするなどして読み取れないようにしてコピーしたものを提出してください。</b> また、 <b>自ら作成する書面にそのような情報を記載しないようにしてください。</b>
2	調停のしおり(面会交流)	調停の進行についての説明書です。

## 7 相手方に知られたくない情報がある方へ

相手方に知られることで、生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報のある方は、[このページ](#)の下部にある「14 相手方に知られたくない情報がある方へ」をご覧ください。

## 8 書類の提出及びお問い合わせ先

〒920-8655 金沢市丸の内7番1号 金沢家庭裁判所 076-221-3114(受付)  
(平日8:30~12:00 及び 13:00~17:00)



## 9 Q&A

**Q1** 調停では、どういったことを話し合うのですか。

**A1** 子を養育・監護していない親が子と面会、交流等を行うことについて、その回数、日時、場所などといった具体的な内容や方法について話し合うこととなります。

**Q2** 調停では、子との面会交流の回数や方法をどのように決めるのですか。

**A2** 子との面会交流は、子にとって親と面会交流を行うことが、その子の健全な成長を助け、子の福祉にかなうものとなるよう、子の年齢、性別、性格、就学の有無、生活のリズム、生活環境等を踏まえ、子に負担がかからないように十分配慮し、また子の意向も尊重した取決めができるように話し合いを進めます。

**Q3** 調停での話し合いがまとまらない場合は、どうなるのですか。

**A3** 調停は不成立として終了しますが、引き続き審判手続で必要な審理が行われた上、審判によって結論が示されることとなります。